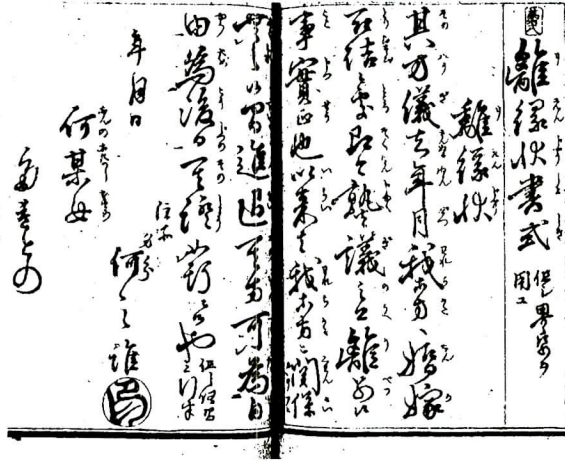


日本近代法史・日本法制史を受講している学生に、当時の資料を間近で見てもらう機会を提供することを目的とし、あわせて区民にも見学していただけたらと思い展示を企画しました。展示する資料はきわめて珍しく他で見る機会もないと思われます。

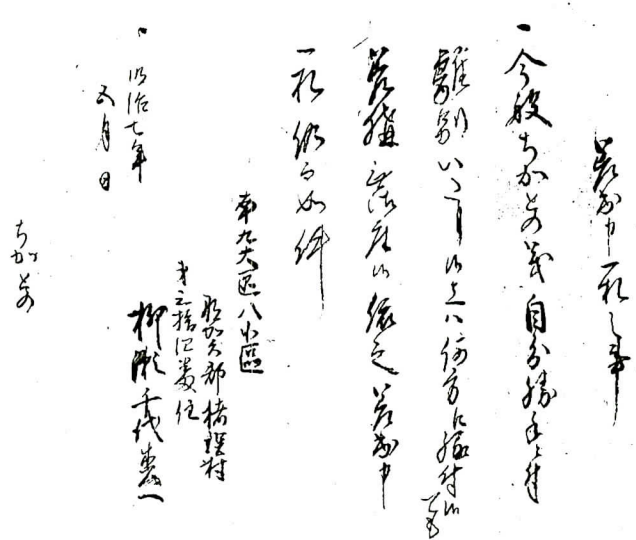
講義担当の高木教授は三くだり半と縁切寺の研究でよく知られ、これまで収集した三くだり半は1200点に及ぶそうで、そのうち教授所蔵のものは200点、さらに明治の離縁状は40点。そのなかから厳選して10通、ほかに当時の書式集3冊など、18点を展示します。展示の一部を紹介します。



戸籍法施行（明治5年2月）後でも離縁状慣行は存続した。当時の用文章（書式集）にも離縁状の書式を掲載しているものがみられ、しかも同時に戸籍の届け出書式を載せたものもある。左のものは明治10年の『帝国文証大全 下』の離縁状書式である。表題の下に「界紙ヲ用ユ」、本文末尾に「習いに任せ三行半」とある。明治23年の『明治用文』には、印紙を貼付し、実印を用いることを明記している。

内容は江戸時代そのままの離縁状、苗字が登場

離縁状も江戸時代そのままのものが散見される。とはいえ、江戸時代と異なるのは、氏名を記述するようになったことである。明治3年9月太政官布告で、平民も苗字が許され、同8年2月には必ず苗字を唱えることが命ぜられた。書式では、差出人たる夫は必ず氏名を書くものとしているが、名宛人である妻には氏名のときと名だけのときと両様である。左は夫妻ともに苗字を記載した離縁状である。



明治四年の廢藩置県後、政府は中央集権政策を浸透させるための地方制度として、大小区制を定めた。これは明治十一年新法公布まで続くが、この間に大小区を明記したものが稀にみられる。

差出申一札之事
 一 今般ちかとの義、自分勝手ニ付、離別いたし候上ハ、何方え縁付候ても差構無御座候、差出申一札仍て如件
 南九大区八小区
 那賀郡猪股村
 第三拾四番住
 明治七年 五月日
 柳瀬千代松(爪印)
 ちかとの

